

トピックス

- 金誠同達、中国大陸地区の唯一の代表として「ALB Japan Law Awards 2020」にノミネートされる

法令速報

- 国务院弁公庁、「安定した対外貿易業務と外資業務の着実な実施に関する意見」を公布
- 商務部、「外商投資企業クレーム業務弁法」を公布
- 「上海市外商投資条例(草案)」に対する意見、公に募集
- 「新エネルギー自動車生産企業・製品参入管理規定」2020 改定版、公布される
- 「自動車業界における独占禁止に関するガイドライン」、正式に公布
- 上海市事業者独占禁止法コンプライアンスガイドブック(二回目の転載)

弁護士コラム

- 外商投資法における減資による撤退

重要法令対訳

- 最高人民法院の「全国裁判所民商事審判業務会議要綱」(第六章)(中日対訳)

金誠同達、中国大陸地区の唯一の代表として「ALB Japan Law Awards 2020」にノミネートされる

トムソン・ロイター社が手掛けるハイエンド法律メディアである「アジア法律雑誌」(Asian Legal Business, ALB)は近日、日本国東京都において 2020 年間日本法律大賞の帰属を公表し、授賞式を開催します。これらの賞の趣旨は、業界の先を行く法律事務所、優秀な企業法務チーム、および前年度における突出した取引事例の表彰にあります。金誠同達は中国大陸地区の中で唯一指名された法律事務所として、「年間日本業務最優秀海外法律事務所」(Japan Practice Foreign Law Firm of the Year)にノミネートしていただきました。

今回はわずかに4軒のその他の国家と地区から集まった法律事務所が、「年間日本業務最優秀海外法律事務所」の大賞にノミネートされております。「年間日本法律大賞」の中で唯一、海外の法律事務所に授与される賞として、この賞では、ノミネートされた法律事務所の専門知識と日本語の能力、日本企業のクライアントの皆さまのための法律サービス提供能力、および現地企業の対日投資への対応能力が考察されます。ノミネートの光栄を頂くことはすなわち、選ばれた法律事務所が取り扱う日本に関わる業務の専門能力とサービスの水準に対する強い是認と意味されます。

金誠同達は、連続した多年度にわたってノミネートしていただき、「年間日本業務最優秀海外法律事務所」のコンペティションに参加させていただいています。2019年においては、金誠同達は卓越した法律サービスと良好な業界での評価を頼りに、世界中の多くの国家と地区を代表する七つのノミネートされた法律事務所の中から頭角を現し、最終的に唯一の特別な光栄を獲得した受賞事務所となりました。

金誠同達の日本業務チームは、多くの大型の多国籍企業の方々のために、戦略的なサポートと法律サービスを提供させていただいています。専門的な渉外法律サービスチームとして、金誠同達の日本業務チームは、国際的な法律事務所の優秀な経験にならうとともに、中国の大型の法律事務所の優良な伝統を受け継いでおり、中国本土に根を張り、多国籍企業の皆さまの中国におけるご発展が直面する複雑な局面を熟知しており、かつ、中国国外の投資環境も十分に理解しています。日本企業のクライアントの皆さまの中国における投資のために、正確で有効な法律サービスを提供することができるだけでなく、さらには、中国企業の「対外経済進出戦略」の過程における実際の挑戦にも協力して対応することもでき、国内外のクライアントの皆さまのために、ワンストップサービスを提供させていただくことができます。

金誠同達の日本業務チームは、一貫して、チームシップ・マネジメントに従っており、既存のメンバーは30名あまりです。すべての弁護士はいずれも日本と中国の周知の法科大学院を卒業しており、中国語・日本語・英語を業務言語として巧みに使いこなすことができます。その核心となるメンバーのチームは、共に歩んで早二十年近くになり、中国における外商投資と対外投資管理制度の改革と変遷に全行程を通じて立ち会い、かつ、深く参加し、豊富な実務経験と複雑な法律事務を取り扱う抜群の能力を蓄積し、北京・上海・瀋陽・成都・東京などを含む多くの土地に設立したオフィスの全体的な業務ネットワークを通じ、クライアントの皆さまのために、迅速かつ効率的な法律サービスを提供させていただいています。

卓越した国際的視野、および中国本土の法律事務に対する精通と把握を頼りに、金誠同達の日本業務チームは、多国籍企業の中国と日本における投資と発展に待ち受ける各種の複雑な枠組みとパターンを

深く洞察することができ、かつ、多国籍企業の皆さまのために、市場への参入や監督管理の運営から争議の解決までを含む全方位のサービスを提供させていただくこともできます。長年にわたって金誠同達の日本業務チームは、始終一貫して「正確性・効率性・良質性」を信条としており、越境投融資、買収・合併・再編、独占禁止法・競争法、争議の解決、企業コンプライアンス、業界、行政監督管理などの諸々の多くの分野において、クライアントの皆さまのために専門的な法律サポートを提供させていただいており、国内外のクライアントの皆さまからの広範なご称賛と、業界内における同業者の方々からの強いご支持をいただいています。

グローバル経済が新型コロナウイルス感染拡大による災禍にさいなまれ、米中貿易摩擦が日に日に複雑化の一途をたどっている大きな背景の下で、日本企業の皆さまの中国における投資と中国企業の「対外経済進出戦略」はいずれも、新たな課題と挑戦を迎えています。金誠同達が再度「年間日本業務最優秀海外法律事務所」のノミネートを頂くことができたことは、金誠同達の日本業務チームの専門能力と法務に取り組む姿勢に対する力強い肯定であり、金誠同達の日本業務チームの更なる業務能力の向上、および国内外のクライアントの皆さまのための更なる良質な法律サービスのたゆまぬ向上に対する更に高い要求の提示でもあります。金誠同達の日本業務チームの全メンバーは、この栄誉を叱咤激励とし、心を一つにして協力し、日々精進し、引き続き国内外のクライアントの皆さまの商業のご発展のために、滞りなく万事が進みますよう護衛させていただきます。

(原典：<https://www.legalbusinessonline.com/law-awards/alb-japan-law-awards-2020>)

国务院弁公庁、「安定した対外貿易業務と外資業務の着実な実施に関する意見」を公布

2020 年 8 月 12 日に、国务院弁公庁は「安定した対外貿易業務と外資業務の着実な実施に関する意見」(国弁発[2020]28 号)を公布した。外資企業に対し、以下の意見が提起されている。

- 外国籍のビジネスパーソンの中での利便性の向上。関係国との「入国手続簡素化制度(ファストトラック制度)」の確立に向けた交渉の継続的な推進、および対外貿易に従事する外資企業の重要なビジネス・物流・生産・技術サービスに至急必要とされている人員の往来の利便化。
- 重点外資企業への金融支援の強化。外資企業への現行の 1.5 兆元の再貸付・再割引の特別サポート枠の同等の適用。
- 重点外資プロジェクトのサポートサービスの強化。全国的な範囲における投資総額 1 億米ドル以上の重点外資プロジェクトに対する海域・土地の使用、エネルギー消費、環境保護などの面におけるサービス

保障の強化。

- 外資のハイテク産業への更なる投資の奨励。ハイテク企業認定の管理とサービスの利便化の推進、および外資系投資企業のハイテク企業認定申請に対する研修と解説の宣伝の更なる強化。
- 科学技術の革新を支持するための輸入課税政策の適用を受ける外資研究開発センターの専任研究と試験発展人員数に対する要求の低減、および外商の訪中後の研究開発センターへの投資とその設立の奨励。

(法規原文: http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-08/12/content_5534361.htm)

商務部、「外商投資企業クレーム業務弁法」を公布

2020 年 8 月 31 日に、商務部は「外商投資企業クレーム業務弁法」(以下「本弁法」)(商務部令 2020 年第 3 号)を公布した。本弁法は 2020 年 10 月 1 日から施行される。

本弁法においては、「外商投資法」と「外商投資法实施条例」の規定が、より細分化されており、外商投資企業と外国投資家が、行政行為による自らの合法的權益に対する侵害や投資環境の面における問題について、クレーム業務取扱機関にクレームを提起することのできる旨が、明確にされている。商会と協会も投資環境の問題を報告することができる。

中央政府の面においては、商務部が全国外資クレームセンターを設立する。一方、地方政府の面においては、県級以上の地方人民政府が、関連部門または機関を指定し、当該地区のクレーム業務を担当させなければならない。クレーム事項のかかわる部門が多く、または状況が複雑である場合を除き、クレーム業務取扱機関は、クレームの受付日から 60 営業日以内に受理したクレーム事項の処理を完了しなければならない。クレームの申立人は、受理申請却下の決定、またはクレーム処理の結果に異議がある場合には、元のクレーム事項について、階級別に上級のクレーム業務取扱機関にクレームを提起することができる。

(法規原文: <http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/202008/20200802996409.shtml>)

「上海市外商投資条例(草案)」に対する意見、公に募集

2020 年 8 月 10 日に、上海市人民代表大会常務委員会弁公庁は「上海市外商投資条例(草案)」(意見募集稿)を公布し、社会からの意見を公に募集している(2020 年 9 月 10 日まで)。

意見募集稿は、総則、拡大開放、投資促進、投資保護、投資サービス、附則などの六章、全 51 条に分けられている。主な内容は、以下のとおりとなっている。

(一)より高度な拡大開放の強化。意見募集稿においては、全面的な開放の拡大、およびサービス業の拡大開放に関する国家措置推進の上海市における率先した実施の必要性が、明確に言及されている。

(二)より質の高い外資導入への焦点化。多国籍企業の地区本部、外資研究開発センターなどの上海の特

色をもつ外資プラットフォームの設立が奨励されており、投資の推進による革新とアップグレードの促進が行われる。

(三)より平等な外資に対する保護の強調。外資による自由な参入・撤退、知的財産権の保護、商業秘密の保護、政府調達への参加、政策文書の制定、政策上の保証、地方基準の制定、政府特許経営活動への参加などに対し、平等な適用と保護に関する具体的な規定が設けられている。

(四)外資企業へのより便利で効率的な行政サービスの提供。

(法規原文: <http://www.spcsc.sh.cn/n8347/n8481/n8482/index.html>)

「新エネルギー自動車生産企業・製品参入管理規定」2020 改定版、公布される

2020 年 7 月 24 日に公布された工業情報化部令第 54 号『「新エネルギー自動車生産企業・製品参入管理規定」の改正に関する工業情報化部の決定』によると、「新エネルギー自動車生産企業・製品参入管理規定」2020 改定版(以下「参入規定」)は、正式に公布され、2020 年 9 月 1 日から既に発効している。その改正内容は、主に以下の 3 つの面に及んでいる。

一つ目は、新エネルギー自動車生産企業の参入申請に関する「設計開発能力」の要求の削除である。

二つ目は、新エネルギー自動車生産企業の生産停止による特別公示期間の 12 か月から 24 か月への調整である。生産企業は 2 年連続で正常な経営管理を維持できない場合には、特別公示が必要となる。

三つ目は、新エネルギー自動車生産企業の参入申請の過渡期に関する臨時条項の削除である。

(法規原文: <http://www.miit.gov.cn/n1146290/n1146402/c8056691/content.html>)

「自動車業界における独占禁止に関するガイドライン」、正式に公布

2020 年 8 月に、国家市場監督管理総局の独占禁止局が編さんした「2019 年独占禁止法『規章』・ガイドライン集」が、正式に出版された。その中には、「自動車業界における独占禁止に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)が含まれている。厳密に述べれば、「ガイドライン」に直接の法的拘束力はないが、それらは依然として自動車企業の独占禁止関連のコンプライアンス、特に、リスクの程度の自己評価のために、重要な指針を提供することができる。

全体として、「ガイドライン」においては、自動車業界における関連市場の定義、独占協定、優先的地位の濫用、事業者集中、および行政による独占の適用規則が、体系的に論ぜられている。「ガイドライン」においては、中国の自動車市場における競争の状況に基づき、自動車業界における独占禁止法執行上の分析・考え方・枠組み・原則・方法が、重点的に述べられており、競争を排除・制限する可能性のある独占協定と優先的地位の濫用行為の評価方法に対し、具体的なガイダンスが重点的に行われている。また、自動車業界は多くの産業の発展を包括して推進する役割の担い手であるため、「ガイドライン」においては独占禁止法と、知的

財産権の保護、産業政策、消費者権益の保護、民商事契約などの関連法律・法規・政策との整合性と連携性が、特に重視されている。「ガイドライン」の公布は自動車業界全体に実質的な影響をもたらすため、関連企業はこれに対し、重点的に注意を払う必要がある。

(法規原文: http://www.ce.cn/cysc/newmain/yc/jsxw/202008/10/t20200810_35488278.shtml)

上海市事業者独占禁止法コンプライアンスガイドブック (二回目の転載)

2019 年の年末に、上海市市場监督管理局は中国国内で初めて「上海市における経営者のための独占禁止法をめぐるコンプライアンスガイドブック」(以下「ガイドブック」)を公布した。目下、中国全国範囲に適用できる独占禁止法ガイドラインが欠如しているため、同ガイドブックの公布は、多くの関心が寄せられた。これを受け、2020 年 7 月 13 日に、上海市市場监督管理局はガイドブックの公式の英語版・日本語版・ドイツ語版を公布することになった。

同ガイドブックは、下記の七章からなる。

- 1 本ガイドブックについて
- 2 『中華人民共和国独占禁止法』について
- 3 法的責任
- 4 コンプライアンスの進め方
- 5 独占行為の識別と予防・制止
- 6 独占禁止調査へのご協力の方法
- 7 附則

同ガイドブックは、非常に理解しやすいと思われる。ご参照の便宜のため、同ガイドブックの本文を数回にわたって転載させていただきたい。

二回目の転載としては、同ガイドブックの第四章を転載する。

4 コンプライアンスの進め方

事業者自身による独占禁止コンプライアンスの徹底を奨励し、事業者が実施する市場競争の促進、競争文化の育成に資する行為をすべて肯定する。

ただし、事業者全員に通用するコンプライアンス戦略は存在しない。我々は事業者が自らの業務性質、業務規模、財務状況、経営管理モデル及び主要なリスク要因に基づいて、自身に適したコンプライアンス戦略を制定して実施することを薦める。

実践によれば、比較的有益なコンプライアンス戦略として以下の方法が考えられる。

- ・事業者は 競争コンプライアンスシステムの構築を強化し、競争コンプライアンス政策を策定し、内部の管理機関が定期的に評価を行うか、その評価を外部の専門機関に依頼することが考えられる。

具体的には：

報告メカニズム 内部の意思決定層、管理層に報告し、リスク評価と対応措置を提出する。	コンプライアンス相談メカニズム 内部相談、外部の専門家或いは独占禁止法の執行機関に相談する。	トレーニングメカニズム 禁止事項と正しい対応方法を教えるために、従業員を対象に持続的かつ定期的な関連トレーニングを実施する。
文化育成メカニズム 誠実に信用を守り、コンプライアンス経営を行い、公平に競争するという価値観を実践し、従業員のコンプライアンス意識を高める。	承諾メカニズム 取締役、経営層、マネージャー、監事などが率先して書面にてコンプライアンスの個人承諾をする。	販売、仕入れ、販売ネットワークマネジメント、業界内協会との連絡、業界内活動への参加、価格及びビジネス政策の策定など、ハイリスクな業務を担当する従業員を対象に、より詳細で踏み込んだ専門的トレーニングを設置する。
審査メカニズム 重大な意思決定、重要な合意の内部審査、独占禁止法上のリスクに関しては、内部の法律顧問、弁護士或いは外部の専門機関に相談する。	リスク対応メカニズム 適切にコントロールし、タイムリーに手直しし善処する。	

- ・事業者は 独占禁止コンプライアンスの責任者を任命することが考えられる。

条件が整う場合、事業者は、競争分野の専門的な法務又はコンプライアンス主管職を設けて専門の従業員を採用することが考えられる。

規模の小さい事業者は「取締役、経営層、マネージャー、監事」からの適任者にかかる業務を専門的に担当させることが考えられる。

同時に、管理者、主管部門及びその具体的な仕事の職責を明確にし、統合的に調整し、法的リスクを防ぐ。

- ・事業者は 適切な賞罰制度を定めてコンプライアンス政策の施行を確保することが考えられる。

- ・事業者は 弁護士事務所と経済学分析機構の専門的な協力を求めることが考えられる。

- ・事業者は コンプライアンスが持続的に実行されることを確保し、実行中に実行効果に応じて修正・整備を進めていく必要がある。

事業者は『独占禁止法』の遵守を確保するためのいかなる取り組みも有意義なものであるが、最も重要なのは『独占禁止法』が実際に守られていることである。コンプライアンスの効果は、独占禁止法上のリスクを有効に防げたかどうかで評価する必要がある。

形式主義的なコンプライアンスは、事業者による法的リスクの効率的な回避につながらない。いかなる有効なコンプライアンスは完備した管理制度のもとで築かなければならず、トップダウン手法で断固として実行する

ことにより、有効なコンプライアンス文化を育成しなければならない。

(つづく)

(法規原文: <http://scjgj.sh.gov.cn/056/20200713/2c9bf2f6732de89901734708e4d2688e.html>)

外商投資法における減資による撤退

作者: 杜 雲華

「中華人民共和国外商投資法」(以下「外商投資法」)は2020年1月1日から正式に発効し、実施されています。これに伴い、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合弁経営企業法」および「中華人民共和国中外合作経営企業法」(以下併せて「外資三法」)は、廃止され、「外商投資法」は「外資三法」に代替し、かつ、これを統一し、外商投資を促進し、外商の権益を保護し、外国投資を管理する基礎的な法律となりました。本文におきましては、外商投資法における減資の方式を通じた外商投資企業の撤退の実現にかかわる問題と手続につき、分析を行います。

1 実現の可能性

減資とは、会社の設立後に、権力機構の決議を経て、法定の手続に基づき、自社の登録資本金に削減を行わせる法律行為をいいます。資本不変の原則を貫徹し、取引の安全性を確保し、株主と債権者の利益を保護するため、減資に対しては厳格な法的手続が規定されており、外資企業にとっては、2016年の外商投資の許認可制から届出制に変更される前においては、外商投資企業の減資は審査機関の認可を取得する必要があります。申請時に申請書の中で、生産・ビジネスモデルの縮小理由、および投資総額・登録資本金の金額調整を詳述し、かつ、中国の公認会計士の検証を経た貸借対照表・財産リスト・債権者名簿・営業許可証の副本(「外商投資企業の投資総額と登録資本金の調整にかかわる規定と手続に関する対外貿易経済協力部と国家工商行政管理总局の通知」(以下「調整通知」)第2条)を付する必要がある、外資企業の誘致と外資導入の大きな背景の下で、審査機関は一般的には、減資の認可審査に対して厳格な態度で臨んでおり、実務の中では減資の実例は、ごくまれにしか見られませんでした。

2016年に商務部が公布した「外商投資企業の設立および変更の届出管理暫定弁法」においては、国家が規定・実施する参入特別管理措置にかかわらない外商投資企業の設立と変更は、これ以降、認可を取得する必要はなく、ただ事後に届出を行うだけでよいことになりました。許認可制が届出制に替わった後では、認可を要しない変更業務は、工商登記部門(現在では既に市場監督管理局に変更されている。)で直接変更手続を行い、これは外商投資企業の減資の取扱いのために、法律上の障害を更に取り除くことになりました。

一方、外商投資法の実施後においては、外資三法は廃止され、上述の調整通知を含む一連の

規定も廃止され、ネガティブリスト項目を除き、内外資一致の原則が実施され、減資は審査部門の認可と届出が不要になり、市場监督管理局で直接手続を行うことになり、実務においては、外商投資企業の減資の事例は増えています。

2 減資にかかわる関連の法的問題

(1) 出資額を超過した株主への返還の可否

外商投資会社が黒字の状態にあつて減資する場合には、撤退株主に既に出資した出資額を返還することができますが、これ以外の株主権益に属する部分は、株主に返還することができるのでしょうか？会社の貸借対照表の上では、所有者権益の中には、実際に払い込まれた出資額のほかにも、さらに、資本積立金（中国語：資本公積）、剰余積立金（中国語：盈余公積）および未分配利益が含まれています。会計の観点から見ますと、これらの項目はいずれも株主の利益に属しており、会社が清算を行う場合には、会社債務償還後の剰余部分は、いずれも出資比率に従って株主に分配することができますが、しかし、減資の場合には、すべてのこれらの項目が、いずれも出資比率に従って減資対象株主に返還することができることとはなりません。

会社法第 168 条においては、会社の積立金（法定積立金と剰余積立金を含む。）は、会社の欠損の補てん、会社の生産管理の拡大、または会社の資本増加分への転換に用いられると規定されています。しかし、資本積立金は会社の欠損の補てんに用いることはできません。この規定は、一般的に述べますと、会社と債権者の合法的な権益を保護するためのものです。会社の積立金に明確な用途があり、随意に使用することはできず、当然のように減資の状況下においても、減資により撤退する株主に分配することはできません。

このため、減資手続きにおいて、原則として、出資額のみを株主に返還することができ、資本積立金と剰余積立金の部分は、株主に返還することができませんが、一方、未分配利益は、一般的な利益分配の手続に従い、出資比率に応じてすべての株主に分配することができます。

資本積立金と剰余積立金を株主に返還したいと考えるのであれば、積立金を用いて先に増資し、その後に改めて減資する方法を検討することができますが、ただし、この状況において、法定積立金を資本に転換する際には、留保する同項目の積立金は、増資前の会社登録資本金の百分の二十五を下回ってはならない（会社法第 168 条）という点には、注意する必要があります。

(2) 減資の決議

会社法第 43 条の規定によりますと、株主会会議において下される登録資本金減少の決議は、必ず三分の二以上の表決権を持つ株主の同意を経て可決されなければならないとされています。一方、中外合弁経営企業法实施条例第 33 条の規定によりますと、合弁企業の減資は、董事会の全会一致の決議事項に属するものとされています。このため、合弁企業

がなおも外商投資法の規定のとおりに会社の組織構造を変更していない場合には、減資は董事会の全会一致をもって決議を下す必要があります。既に外商投資法の規定に従って組織構造を変更している場合には、三分の二以上の表決権を持つ株主の同意を経て可決する必要があります。

(3) 債権者に対する保護

法律上、減資は認められますが、減資は実際のところ、会社が責任を負う財産と出資義務を減少させ、債権者の利益を脅かす可能性が存在しています。会社法においては、債権者を保護する関連規定が、次のとおり規定されています。

初めに、会社は登録資本金減少の決議を下した日から十日以内に債権者に通知し、三十日以内に新聞紙面上で公告し、債権者に減資の事項を知らせなければなりません。ここでは、会社は公告を用いて債権者に対する通知に代替することはできず、同時にこれらの二種の方法を用いて債権者に通知する必要があるという点には、注意を払う必要があります。次に、債権者は通知書を受領した日から三十日以内に、通知書を受領していない場合には、公告日から四十五日以内に、債務の弁済または相応の担保の提供を会社に要求することができます。

会社と株主が上述の手続のとおりに債権者に通知しなかった場合には、会社が債務者として弁済の義務を負担するほかにも、さらに、関連の事例においては、減資対象株主が減資の範囲内で債務に対する賠償責任を負担する旨が判定されています。

(4) 納税の要否

「企業所得税の若干の問題に関する国家税務総局の公告」においては、投資企業は投資対象企業から投資額を引き揚げ、または減少させ、自らが取得する資産の中で、初期出資に相当する部分は、投資額の回収と確認されるべきであり、納税が不要となる旨が規定されています。従って、撤退株主が減資を通じて取得する原始出資額に相当する収入は、税金を納付する必要がありません。

3 減資の手続

減資の一般的な手続は、次のとおりとされています。

(1) 手続前の準備業務

① 貸借対照表と財産リストの編成、および監査報告の準備

会社法第 177 条の規定によりますと、会社が登録資本金を減少させる必要がある際には、必ず貸借対照表と財産リストを編成しなければならないとされています。実務においては、政府部門はさらに、会計事務所が作成した監査報告書の提出を要求します。このため、減資基準日を確定し、監査報告書の発行を会計事務所に委託する必要があります。

② 減資協議書の締結

会社と株主の間で、減資協議書を締結する必要があります。

③ 関連の決議

定款の規定に基づき、会社の最高権力機構が減資の決議を下します。

(2) 減資の手続

一般的に述べますと、以下の順序に従って関連の手続を履行する必要があります：

①債権者への通知と新聞紙面上での公告

公告日から満 45 日を経て、初めて登記手続の取扱いを行うことができます。

②市場監督管理局の減資登記手続

減資に必要な資料を市場監督管理局に提出し、市場監督管理局が新たな営業許可証を交付します。

③ 税務局における税務手続の取扱い

④ 銀行における原始出資金額の減資対象株主への支払手続の取扱い

⑤ その他の政府部門における変更登記手続の取扱い

最高人民法院の「全国裁判所民商事審判業務会議要綱」(第六章)(中日対訳)

最高人民法院の「全国裁判所民商事審判業務会議要綱」(法[2019]254 号。「九民紀要」とも呼ばれる)は、中国における民事と商事の司法実務の全般にわたる主な法律の適用問題に対する最高人民法院の意見を反映しており、中国本土のすべての裁判所の案件の審判を指導するための重要なものです。同要綱は十二章もあり、内容が多いため、数回に分けて翻訳させていただきます。

今回は、「全国裁判所民商事審判業務会議要綱」の第 6 章(証券紛争における虚偽記載、非証券会社信用取引問題等関連)の中日対訳を作成いたしましたので、詳細につきましては、[こちらをご覧ください](#)。

(終わり)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見のある方は newsletter@jtnfa.com までご連絡ください。
- 本誌内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承下さい。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtnfa.com/JP>